



2025 年度  
エコアクション 21 審査員試験  
受験要項

2025 年 5 月

一般財団法人 持続性推進機構  
【エコアクション 21 中央事務局】

## 1. エコアクション21認証・登録制度の概要について

「エコアクション21認証・登録制度」（以下、「本制度」という。）は、企業、学校、公共機関等の全ての事業者が「環境への取組を効果的・効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会への環境コミュニケーションを行うための方法」として、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2017年版（以下、「ガイドライン2017年版」という。）」に基づく環境マネジメントシステムの認証・登録制度です。

本制度の運営は、2011年10月より「一般財団法人持続性推進機構」（以下、「持続性推進機構」という。）が実施主体となり、「エコアクション21中央事務局」（以下、「中央事務局」という。）を設置して行っています。

本制度では、現在、約7,500の事業者が認証・登録され、全国で約600名のエコアクション21審査員（以下、「審査員」という。）を要員認証・登録するとともに、27都府県に34団体の地域事務局を承認・登録し、中小事業者を主な対象とした我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的認知を受けています。

ガイドライン2017年版は、事業者に対して環境経営の取組と本業との統合を図ることを求めることにより、エコアクション21がより企業価値の向上に資する制度となることを強く意識した内容となっています。ガイドライン2017年版は、以下のURLで環境省が公開しています。

<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/ea21/guideline2017.pdf>

## 2. 審査員について

審査員は、ガイドライン2017年版第6章において「本制度の運営を行う主体」の一つとして位置付けられており、また、「中央事務局が策定した力量などに基づく適合要件に基づき、中央事務局から要員認証を得なければならない」とされています。なお、審査員の要件、権限、及び責任は、以下のように規定されています。

### (1) 審査員の要件（ガイドライン2017年版 第6章第3項(3)）

審査員は、以下の力量などに係る要件を満たさなければならない。

- ① 職業的専門家としての公正不偏の態度を保持すること
- ② 環境関連法規、事業者の環境対策、及び環境経営システムに関する適切な専門知識と経験を有すること、また、これらに関する最新の情報の取得に努めること
- ③ 受審事業者、中央事務局、地域事務局、及び他の審査員との間での適切なコミュニケーション能力を有していること
- ④ 職業的専門家としての継続的な力量向上を図ること
- ⑤ 「7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施に努めること
- ⑥ その他、中央事務局が必要と認めた要件を満たすこと

### (2) 審査員の権限（ガイドライン2017年版 第6章第5項(3)）

審査員は、中央事務局又は地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性の審査及び事業者の環境への取組に関する指導・助言を実施する権限を有する。

**(3) 審査員の責任（ガイドライン 2017 年版 第 6 章第 6 項(3)）**

審査員は、以下の責任を負う。

- ① 中央事務局または地域事務局からの選任を受け事業者に派遣され、事業者のエコアクション 2 1 ガイドラインに基づく審査及び事業者の環境への取組みに関する指導・助言の適切な実施
  - ② 中央事務局が策定した規程などの遵守、中央事務局が行う指示の遵守及び中央事務局への報告
  - ③ 中央事務局及び地域事務局が実施する研修の受講など
- また、審査員は「7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施に努める。

**3. エコアクション 2 1 審査員の要員認証・登録について**

ガイドライン 2017 年版に基づくエコアクション 2 1 審査員としての要員認証・登録は、持続性推進機構が行います。持続性推進機構は「エコアクション 2 1 審査員試験」（以下、「審査員試験」という。）を実施し、その合格者は、エコアクション 2 1 審査員補研修（以下、「審査員補研修」という。）の受講及び確認試験の後、「審査員補」として要員認証・登録します。

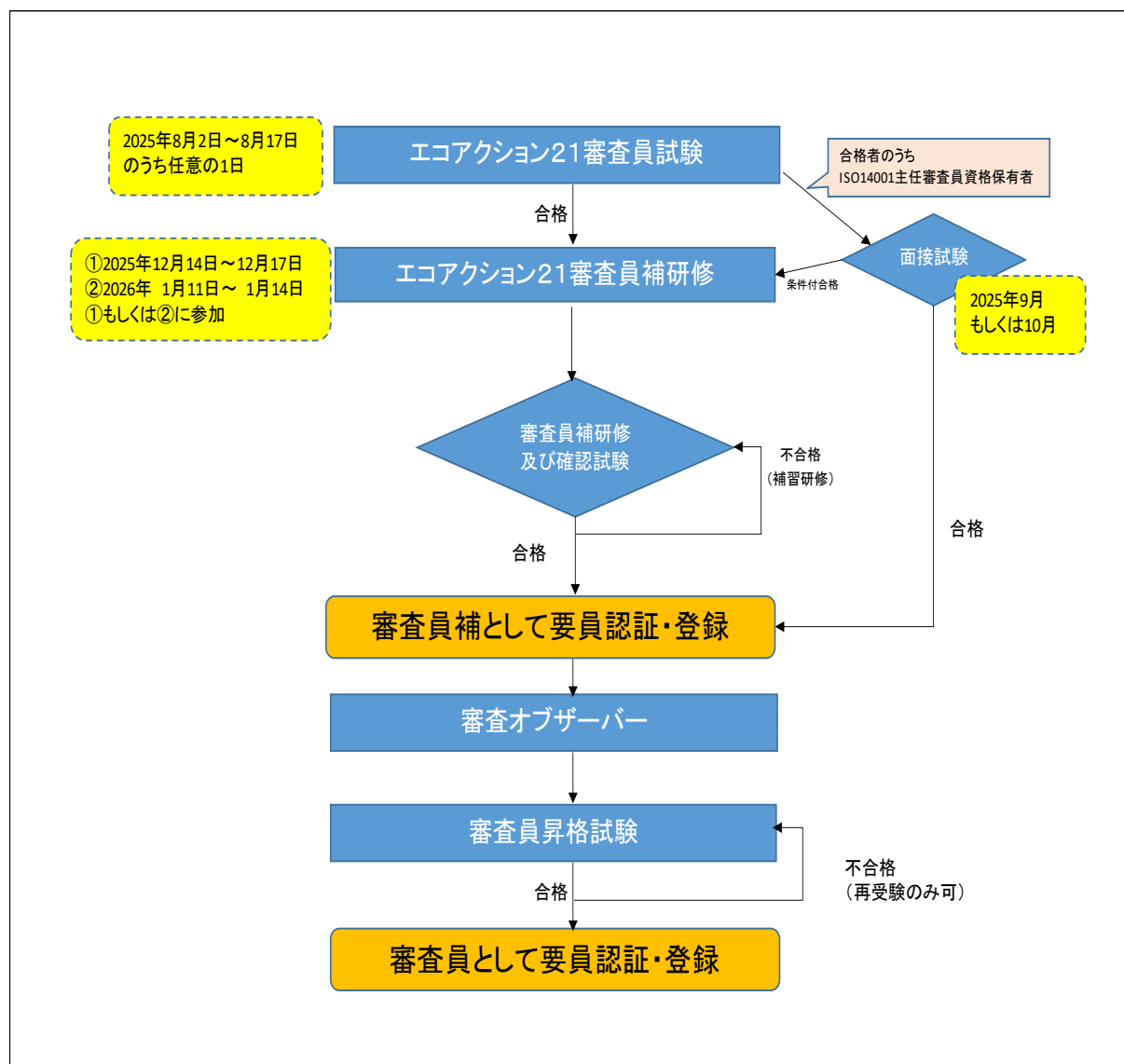
**4. 審査員補の要員認証・登録期間と資格更新について**

審査員補としての要員認証・登録期間は原則 3 年間です。図 1『審査員としての要員認証・登録されるまでのフロー』を参照してください。

なお、審査員昇格後の審査員としての要員認証・登録は、資格更新要件を満たすことにより更新され、以後 3 年ごとの更新となります。

## 審査員として要員認証・登録されるまでのフロー

審査員試験合格後、審査員として要員認証・登録されるまでのフローを以下に示します。



※ISO14001 主任審査員資格保有者であって審査員試験合格者に対する面接試験について

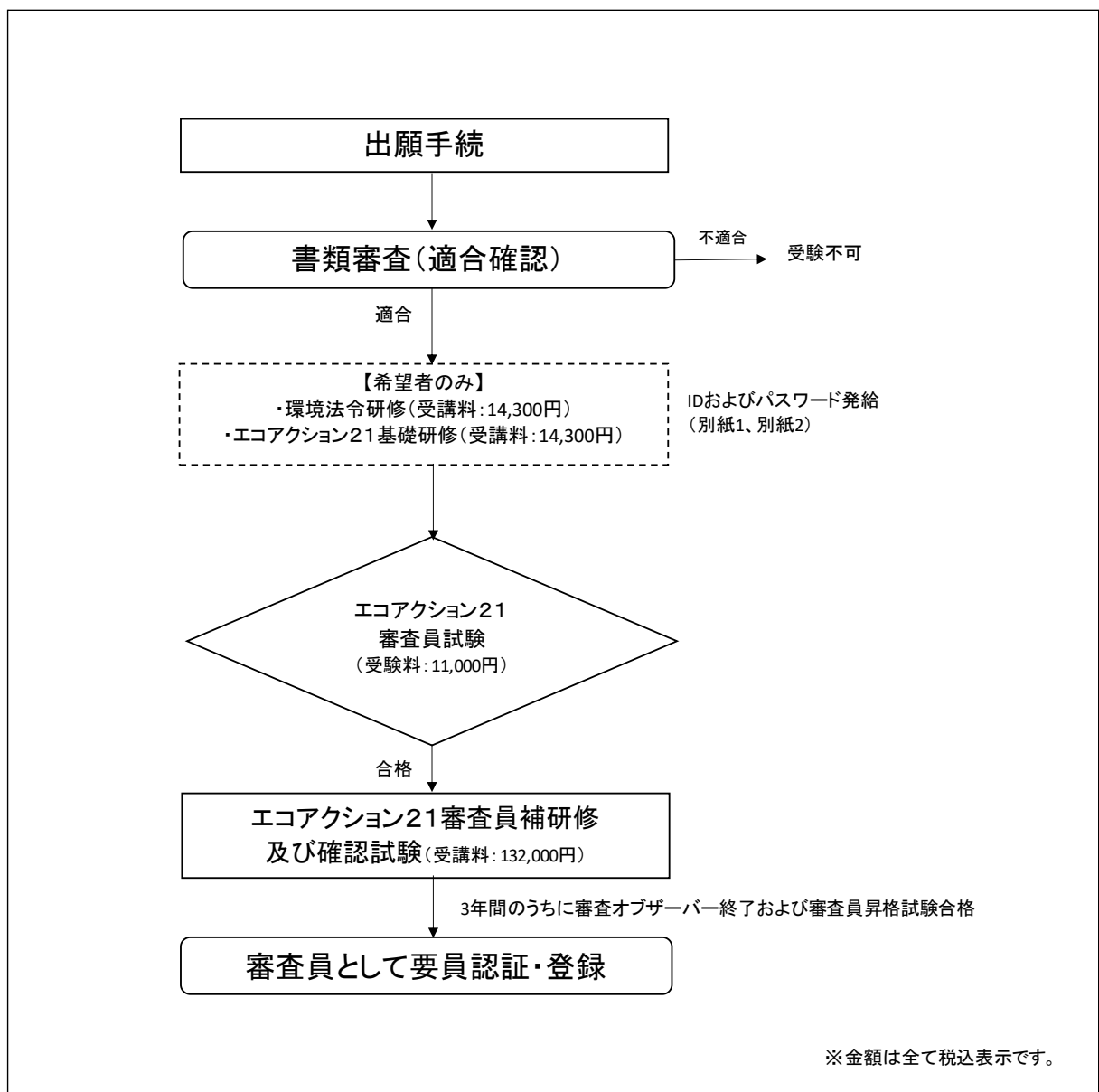
- ・ ISO14001 主任審査員の資格保有者であってエコアクション21審査員試験に合格した方を対象に面接試験を実施します。面接試験合格者には審査員補研修受講を免除します。面接試験の結果、条件付合格者となった方は審査員補研修受講が必要となります。
- ・ 面接試験は 2025 年 9 月～10 月頃にオンラインで面接時間は 30 分程度を予定しています。
- ・ 詳細は審査員試験合格通知後に通知しますが、面接試験受験にあたっては所定の期日までに受験料 5,500 円(税込)の振込が必要となります。

## 5. 2025 年度審査員試験フローについて

審査員試験は、審査員として必要な基本的能力・資質を有するかどうかを判定するための試験です。また、審査員試験受験前に、希望する受験者にはオンデマンド（有料）で環境法令研修とエコアクション21基礎研修を配信します。詳細については図2『審査員試験フロー図』をご確認ください。

【図 2】

審査員試験フロー図



環境法令研修の詳細については別紙1、エコアクション21基礎研修の詳細については別紙2を参照してください。

## 6. 受験資格の要件

以下のいずれかに該当する者とします。

(1) 出願時点において、審査、監査に関する以下のいずれかの資格を保有している者

- ① ISO14001 主任審査員又は審査員（審査員補は除く）
- ② ISO が策定したマネジメントシステム規格の主任審査員（審査員及び審査員補は除く）

(2) 出願時点において、環境に関する以下のいずれかの資格を保有している者

- ① 技術士（環境、衛生工学、上下水道、経営工学、建設、農業、森林、総合技術監理部門のいずれか）
- ② 公害防止管理者
- ③ 環境計量士
- ④ エネルギー管理士

(3) 出願時点において、経営診断、経営相談等に関する以下のいずれかの資格を保有している者

- ① 行政書士
- ② 公認会計士
- ③ 司法書士
- ④ 社会保険労務士
- ⑤ 税理士
- ⑥ 中小企業診断士
- ⑦ 弁護士

(4) 出願時点において、以下①②③④のいずれかの経験を有する者

- ① 省庁または地方公共団体において、環境関連部署における業務経験が延べ 5 年以上かつ直近 10 年で 2 年以上の環境関連業務経験を有する者
- ② 事業者に対する環境関連のコンサルティング（環境マネジメント含む）について、延べ 5 年以上かつ直近 10 年で 2 年以上の経験を有する者
- ③ 企業の環境関連部署において、延べ 5 年以上かつ直近 10 年で 2 年以上の環境関連業務経験を有する者
- ④ 環境省が認定する「エコ・ファースト企業」、及びこれに準じる企業として持続性推進機構が認める企業に属し、相当期間において環境関連業務経験を有する者

## 7. 欠格要件について

以下の各号に該当する者は、本受験要項「6. 受験資格の要件」に該当する者であっても、審査員試験を受験できません。

- 1) 未成年者
- 2) 禁錮以上の刑に処せられ、刑期終了後2年を経過していない者
- 3) 成年被後見人又は被保佐人
- 4) 破産者であって復権を得ない者
- 5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 6) 2025年4月1日時点で満66歳以上の者

## 8. 出願手続について

### (1) 出願に必要な書類の用意

出願に必要な書類等は表1.の通りで、このうち全ての出願者が必ず提出しなければならないものはNo.1およびNo.3です。No.1の様式1は以下のURLよりダウンロードし作成してください。

※表1.に定めたもの以外の書類は提出しないでください。

※所定外の様式は認めません。

[ダウンロードURL]

<https://ea21.jp/files/auditor-recruit-application/shinseisho-2025.xlsx>

表1. 出願書類等の一覧

| No | 提出様式・書類名                                                                                                                                                                          | 提出対象者                                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1  | 様式1 願書 兼 経歴記入表<br>※excelのままお送りいただきますようお願いいたします。                                                                                                                                   | 全員                                    |
| 2  | 受験資格として規定された資格を証明するもの(身分証、登録証など)の画像データ(ファイル形式はJPEGかPDF)                                                                                                                           | 本受験要項「6. 受験資格の要件」(1)(2)(3)のいずれかに該当する者 |
| 3  | 出願者本人の顔写真のデータ(ファイル形式はJPEG)<br>・画素数100万画素以上の機器にてカラーで撮影<br>・無帽、正面、上三分身、無背景<br>・出願時点から6ヶ月以内に撮影されたもの<br>※ 審査員身分証にもこの写真を使用します。審査員となった場合に提示するものになりますので、必ずこの決まりを守り、服装にもご留意いただき撮影をお願いします。 | 全員                                    |

### (2) Web フォームからの出願手続き

以下のURLにアクセスし、出願を行って下さい。

[出願フォーム] <https://forms.gle/ztvWNKqSA6BnrN7WA>

### (3) 出願に必要な書類の送付

出願フォームからの出願が完了すると本項(2)で用意した書類の提出先となるメールアドレス（[shiken@ea21.jp](mailto:shiken@ea21.jp)）が画面に表示されますので、必要な書類を電子メールに添付し、送付してください。電子メールのタイトルは、「2025 審査員試験添付書類」としてください。

### (4) 出願期限

**2025 年 6 月 23 日（月） 12:00 までに上記(1)～(3)までの全ての手続を完了してください。**

### (5) 受験資格確認

提出された出願書類について、中央事務局が書類審査により適合・不適合の確認を行います。適合確認の結果は 2025 年 6 月 27 日（金）までに電子メールで通知します。【適合】の通知を受けた後に以下(6)受験料・受講料の振込をお願いいたします。

### (6) 受験料・受講料の振込

上記(5)受験資格適合の方は、以下表2に記載する審査員試験受験料、および環境法令研修・エコアクション21基礎研修を受講される方は受講料もあわせて振込をお願いいたします。

なお、納付した受験料及び受講料はいかなる理由があっても返金はいたしません。

表 2. 受験料及び受講料

| 種別                   | 金額（税込）   | 支払者     | 振込期限                                |
|----------------------|----------|---------|-------------------------------------|
| 審査員試験受験料             | 11,000 円 | 全ての出願者  | 適合確認通知受領～<br>2025 年 6 月 30 日 12 時まで |
| 環境法令研修受講料            | 14,300 円 | 受講希望者のみ | 適合確認通知受領～<br>2025 年 6 月 30 日 12 時まで |
| エコアクション21<br>基礎研修受講料 | 14,300 円 | 受講希望者のみ | 適合確認通知受領～<br>2025 年 6 月 30 日 12 時まで |

#### 【受験料の振込先口座】

振込人名義：出願者本人の氏名（フルネームで姓と名の間を一マス空ける）

例）ジゾクセイ タロウ

※会社名での振込や苗字のみの振込ではご本人様の特定ができません。

振込銀行：みずほ銀行（0001）渋谷中央支店（162）普通預金 1447298

口座名義：一般財団法人持続性推進機構 または

ザイ）ジゾクセイスイシンキコウ

振込手数料：出願者の負担

振込期限：2025 年 6 月 30 日（月）12 時

## 9. 試験実施内容について

### 【試験内容】

環境関連法規及びエコアクション21に関する知識を問う試験

### 【試験形式】

CBT（Computer Based Testing）形式の筆記試験 試験時間 120 分

### 【試験会場】

以下のテストセンター一覧から受験者が任意に選択し申し込んでください。

会場の予約方法などは 2025 年 7 月中に案内します。

〔テストセンター一覧〕 <https://cbt-s.com/examinee/testcenter/?type=cbt>

※会場によっては枠が埋まってしまいご希望の会場を予約できない可能性があるため、予約方法の案内を受領したら早めに会場予約を行ってください。

※受験者の本人確認のため、運転免許証等の提示が必要となります。

### 【試験日程】

2025 年 8 月 2 日（土）～2025 年 8 月 17 日（日）のうち任意の 1 回

### 【出題範囲】

「環境関連法規」「エコアクション21」及び「二酸化炭素排出量の計算」の 3 分野とし、表 3 に示す資料等の内容から出題します。

表 3. 審査員試験出題分野

|   | 出題分野        | 参考資料等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 環境関連法規      | 図解でわかる！環境法・条例－基本のキ－改訂3版（表紙：青色）<br><a href="https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104857.html">https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104857.html</a><br>新・よくわかる ISO 環境法 2025【改訂第 20 版】<br><a href="https://www.diamond.co.jp/book/9784478122044.html">https://www.diamond.co.jp/book/9784478122044.html</a>                                                                                                                                                                                        |
| 2 | エコアクション21   | ・エコアクション21 ガイドライン 2017 年版<br><a href="https://ea21.jp/files/guideline/gl2017/gl2017_kaishaku.pdf">https://ea21.jp/files/guideline/gl2017/gl2017_kaishaku.pdf</a><br>・エコアクション21 エコアクション21 認証・登録制度実施要領<br><a href="https://ea21.jp/files/doc/EA21youryou.pdf">https://ea21.jp/files/doc/EA21youryou.pdf</a><br>・エコアクション21 審査及び判定規則（Ver. 1.1）<br><a href="https://ea21.jp/files/guideline/shinsa-hantei-kisoku/shinsa-hantei-kisoku1.1.pdf">https://ea21.jp/files/guideline/shinsa-hantei-kisoku/shinsa-hantei-kisoku1.1.pdf</a> |
| 3 | 二酸化炭素排出量の計算 | 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル<br><a href="https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html">https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

※ なお、過去問題、参考テキスト、問題集はございません。

### (3) 合否通知

受験者全員に、2025 年 9 月上旬頃にメールにて合否通知します。合格者に対しては、必要な手

続きや審査員補研修等についてもあわせて案内します。

## 10. 注意事項について

- (1) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等に不備や不足がある場合、また期限までに受験料の振込がない場合、出願は無効となります。
- (2) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等の差し替え等は一切認めませんので、送付前に出願書類等をご確認ください。
- (3) 出願後に連絡先などの変更があった場合は速やかに持続性推進機構まで連絡してください。
- (4) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等は、返却いたしません。
- (5) 既納の受験料等は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (6) 出願書類等に虚偽の記載が認められた場合には、その時点で不合格または要員認証・登録を取り消すとともに、次回以降の審査員試験の受験を認めません。
- (7) 審査員試験の合否結果や採点に対する異議申立・問い合わせ等には一切応じかねます。
- (8) 連絡等は全て電子メールにて行います。
- (9) 審査員として要員認証・登録されることは、審査業務の担当を保証するものではありません。
- (10) 中央事務局と出願者の間でのやりとりは本受験要項「9. 問い合わせ先」に記載されるメールアドレスにて行いますので、出願者は各自のメーラーの設定を確認し、同メールアドレスからのメールを確実に受信できるようにしてください。

## 11. 問い合わせ先

一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21 中央事務局 審査員試験担当

メールアドレス：[shiken@ea21.jp](mailto:shiken@ea21.jp)

※ 電子メールのみの対応となります。

## 環境法令研修（希望者のみ）

環境法令研修は、ISO14001、エコアクション2.1等の環境マネジメントシステムの審査経験がない方に向けて、エコアクション2.1の審査員として必要な環境関連の法令等について、希望者のみを対象とした研修です。受審事業者が適用を受ける法令、規制等に関する最低限の知識を取得することを目的として実施します。なお受講者はテキストを予習済みという前提で講義は進みます。また、本研修はあくまで受験者の学習を補助するものであり、試験の合格を保証するものではありません。

開催日程：2025 年 7 月 2 日（水）～2025 年 8 月 1 日（金）17:00

開催形式：オンデマンドでの講義動画配信

※開催日程の中であれば回数や時間帯制限なく視聴可能です。

テキスト：図解でわかる！環境法・条例 -基本のキ- 改訂3版（表紙：青色）

ISBN 978-4-474-09462-8

発刊年月日 2024 年 3 月 7 日

### [注意事項]

- 1：テキストは各自でご用意ください。
- 2：動画視聴に必要なパソコン、ネットワーク環境などは各自でご用意ください。
- 3：動画視聴にあたっての URL、ID、パスワードは申込者に個別に通知します。
- 4：動画の不正視聴を防ぐためにデータトラッキングを行っております。そのため動画視聴については、Google Chrome のご利用を推奨いたします。それ以外のブラウザでは動画視聴の動作保証ができません。

## エコアクション 2 1 基礎研修（希望者のみ）

エコアクション 2 1 基礎研修は、ガイドライン 2017 年版に基づき、エコアクション 2 1 の「要求事項」及び「エコアクション 2 1 審査及び判定規則」について、審査員に求められる最低限の基礎知識の習得を目的として希望者のみを対象として実施する研修です。なお、受講者はテキストを予習済みという前提で講義は進みます。また、本研修はあくまで受験者の学習を補助するものであり、試験の合格を保証するものではありません。

開催日程：2025 年 7 月 2 日（水）～2025 年 8 月 1 日（金）17:00

開催形式：オンデマンドでの講義動画配信

※開催日程の中であれば回数や時間帯制限なく視聴可能です。

テキスト：エコアクション 2 1 ガイドライン 2017 年版、審査及び判定規則

### [注意事項]

1：テキストは以下の URL より各自でご用意ください。

<https://www.ea21.jp/ea21/guideline/>

2：動画視聴に必要なパソコン、ネットワーク環境などは各自でご用意ください。

3：動画視聴にあたっての URL、ID、パスワードは申込者に個別に通知します。

4：動画の不正視聴を防ぐためにデータトラッキングを行っております。そのため動画視聴については、Google Chrome のご利用を推奨いたします。それ以外のブラウザでは動画視聴の動作保証ができません。